

国立大学法人小樽商科大学施設の有効利用に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、本学の教育研究活動を円滑に進めるため、全学的な視点から教育研究の変化に対応した施設の有効活用の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「施設」 教育研究上必要な校舎等の建物及びその附帯設備等をいう。
- (2) 「施設の共用化」 全学の施設について、特定の学科等が専用する部分と共用可能な部分に整理し、利用方法の変更等により共用可能な部分の共同利用を行うことをいう。
- (3) 「施設の再配置」 教育研究を円滑に行うために、全学的視点に立った利用面積並びに諸室の配分及び配置の見直しを行い、施設利用の改善を図ることをいう。
- (4) 「共用スペース」 教育研究上必要な施設の弾力的な活用を行うため、全学的見地にたった共同利用等を前提とした一定の期間及び規模を定めたスペースをいう。

(施設の点検・調査等)

第3条 施設委員会は、施設の有効活用の観点から、本学の施設の活用状況を把握するため、点検・調査を実施することができる。

2 施設委員会は、前項の点検・調査の結果を取りまとめ学長に報告するとともに、学内に公表するものとする。

(使用の改善等)

第4条 施設委員会は、前条の点検・調査の結果に基づき評価を行い、当該施設の改善が必要と判断したときは、使用について改善等に関する事項を付して学長に提言するものとする。

2 学長は、前項の提言に基づき、管理主体と利用方法等について事情聴取を行った上、施設の共用化又は施設の再配置が必要と認められた場合は、管理主体に利用の改善を要求することができる。

3 改善を勧告された管理主体は、速やかに改善方法について学長へ報告しなければならない。

(共用スペースの確保)

第5条 施設の新営・増築及び改修（以下「新增築等」という。）を行う場合には、共用スペースを確保するものとする。

2 施設の新増築等の場合に確保する共用スペースの面積は、原則として当該整備面積の20%を目途とする。ただし、全体面積が小規模の場合又は用途が特殊な場合はこの限りではない。

(雑則)

第6条 共用スペースの使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。